

『分類表』（本冊子）の使い方

- 『分類表』は、会社及び法人の建設、サービス収入の種類を詳細に区分したうえ、それぞれのサービス収入の「分類番号」、「サービスの種類」及び「内容例示等」を掲載した冊子です。
- 『【10】調査票（サービス関連産業B）』『17 サービス収入の内訳』欄の「分類番号」及び「サービスの種類」は、「11 事業別売上（収入）金額」欄のうちサービス関連産業（事業別内訳⑦、⑨、⑭～⑯、⑱、⑲）の内訳について、記入してください。
- 『分類表』（本冊子4～16ページの「分類番号」の上2桁は、「11 事業別売上（収入）金額」欄の事業別内訳の番号「⑦、⑨、⑭～⑯、⑱、⑲」に対応しています。
なお、{ }の事業別内訳「⑦、⑱、⑲」については、一部のサービスのみ掲載していますので、本冊子に掲載のないサービスに係る収入については記入不要です。

【11 事業別売上（収入）金額】

事業別内訳	売上(収入)金額							又は割合(%)	
	千	百	十	億	千	百	万		円
① 農業、林業、漁業の収入								0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入								0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額								0,000	
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)								0,000	
⑤ 小売の商品販売額								0,000	
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)								0,000	
⑦ 不動産事業の収入								0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入								0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入					1	0	0	0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入								0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入								0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入								0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入								0,000	
⑭ 宿泊事業の収入					5	0	0	0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入					3	5	1	5,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入								0,000	
⑰ 情報通信事業の収入								0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入								0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入								0,000	
合計					⑩欄①の売上(収入)金額			1 0 0	

①～⑤は、サービス関連産業ではないことから、17欄の記入は不要です。

本冊子には、これらの事業別内訳の「分類番号」及び「サービスの種類」を掲載しています。

『分類表』（本冊子）の使い方

- 『【10】調査票（サービス関連産業B）』『17 サービス収入の内訳』欄の記入方法及び記入例は『調査票の記入のしかた』13～14 ページを参照し、内容例示等を参考に、それぞれ対応するページから「サービスの種類」及びそれに対応する「分類番号」を記入してください。

【17 サービス収入の内訳】

17 サービス収入の内訳											
<ul style="list-style-type: none"> ● 第1面の⑩欄「①売上(収入)金額」の内訳について、『分類表』に記載している分類の中から売上(収入)金額が大きい分類(上位の10種類まで)を選び、その分類番号、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入) ● 金額で記入できない場合は、第1面の⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ● 第1面⑥欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、記入不要です。 											
①	分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額						又は割合(%)		
			千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万
●	14-01	旅館・ホテル宿泊サービス					5	0	0	0,000	金額で記入できない
●	15-20	結婚式サービス					3	0	0	0,000	
●	09-01	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)					1	0	0	0,000	
●	15-09	公衆浴場入浴サービス					5	1	5	0,000	

【分類表（抜粋）】

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上(収入)金額」における事業別内訳の番号に対応しています。		
サービスの種類	分類番号	内容例示等
宿泊サービス		旅館業法に基づく旅館・ホテルにおける宿泊サービス 【内容例示】
美容サービス	15-08	容姿を美しくするため、パーマメントウェーブ、結髪、化粧等を行うサービス ※美容サービスと併せて提供される着付けサービスを含みます。
公衆浴場入浴サービス	15-09	公衆浴場(銭湯、温泉浴場、サウナ、健康ランドなど)入浴サービス 【内容例示】 ○入浴料、コインシャワーサービス ○公衆浴場の運営業務の委託料 ×入浴料と別料金となっているアメニティ代(繰り返し使用するもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑥物品賃貸事業の収入」に該当 ×入浴料と別料金となっているアメニティ代(使い捨てのもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当

- 「特定の事業に限定されないサービス」の記入例は本冊子 18～20 ページを参照してください。
- 指定管理制度やPFI※などにより国、地方公共団体の代わりに公共施設の管理、運営、整備などを行っている場合は、それぞれ行っている事業に該当する「サービスの種類」を記入してください。
※Private Finance Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術的能力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

⑦、⑨、⑭～⑯、⑱、㉑は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」の事業別内訳の番号に対応しています。

⑦不動産事業	
・不動産サービス	4
[住宅・建物・収納スペース・会議室等賃貸サービス、駐車場サービス、屋外広告スペース提供サービス]	
⑨飲食サービス	
・飲食サービス	5
[飲食サービス、給食サービス]	
⑭宿泊事業	
・宿泊サービス	6
⑮生活関連サービス、娯楽事業	
・洗濯・理容・美容・浴場サービス	6
・その他の生活関連サービス	7
[旅行サービス、冠婚葬祭サービスなど その他の家庭生活に関連したサービス]	
・娯楽サービス	10
⑯教育、学習支援	
・学校教育サービス	13
・社会教育サービス	14
[博物館・美術館・動物園・植物園・水族館、図書館・公民館などの社会教育施設の運営サービス]	
・その他の教育・学習支援サービス	14
[学習塾、職業技能教授、スポーツ・健康教授など その他の教育や教養技能を教授するサービス]	
⑱学術研究、専門・技術サービス	
・研究開発サービス	16
・専門サービス	16
[産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス]	
㉑上記以外のサービス	
・各種団体・組合における賦課金・会費収入	16
・集会場賃貸サービス	16
○特定の事業に限定されないサービス	
・商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス	17
・ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス	17
・寄付金、補助金、運営費交付金等	17
参考	
「特定の事業に限定されないサービス」の記入例	18

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

⑦ 不動産事業

サービスの種類	分類番号	内容例示等
不動産サービス		
不動産賃貸サービス		
住宅賃貸サービス	07-08	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの） ⇒ 「14-02 その他の宿泊サービス」
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス （収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。） 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの） ×スポーツ施設提供 ⇒ 「15-39 野球場利用サービス」、「15-40 サッカー場利用サービス」、「15-41 ゴルフ場利用サービス」、「15-42 フィットネスクラブ利用サービス」、「15-43 ボウリング場利用サービス」、「15-44 その他のスポーツ施設利用サービス」 注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」
収納スペース・会議室等賃貸サービス	07-10	自己責任で管理することを条件に、荷物等を収納するスペースを賃貸するサービス、会議に用いられる部屋やスペース・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービス 【内容例示】 ×貸金庫サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③金融、保険事業の収入」に該当 ×コインロッカー提供サービス、荷物一時預かりサービス ⇒ 「15-26 コインロッカー・一時荷物預かりサービス」 ×会議室・ホール等を月又は年単位で賃貸するサービス ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）」 注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ○シェアオフィス、会議室賃貸 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」
不動産管理サービス		
駐車場サービス	07-14	自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 ×自転車を駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 「15-25 自転車駐輪場サービス」 ×駐車場のサブリースサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当
屋外広告スペース提供サービス	07-19	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
飲食サービス		
飲食サービス（給食サービスを除く）		
店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）	09-01	<p>客の注文に応じて、店舗内で調理した各種飲食料品を、その場で飲食させるサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食堂・レストラン・バー・喫茶店等が店内で提供する飲食サービス ○ホテルのルームサービス ○学生食堂(注文に応じて調理している場合) ×食堂・レストラン・バー・喫茶店等におけるテイクアウト ⇒ 「09-02 持ち帰り飲食サービス」 ×食堂・レストラン・バー・喫茶店等における出前 ⇒ 「09-03 配達飲食サービス(給食サービスを除く)」 ×学生食堂・社員食堂における学校・会社等からの委託料 ⇒ 「09-04 給食サービス(学校向け)」、「09-06 給食サービス(その他)」 ×結婚式サービスに含まれる食事代 ⇒ 「15-20 結婚式サービス」
持ち帰り飲食サービス	09-02	<p>客の注文に応じて、店舗内（車両等を含む。）で調理した各種飲食料品を、持ち帰ることができる状態で提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食堂・レストラン・バー・喫茶店等におけるテイクアウト ○持ち帰り弁当（客の注文を受けて調理したもの） ○移動販売（客の注文を受けて調理したもの） ×持ち帰り弁当（作り置きしたもの） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 ×移動販売（作り置きしたもの） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当
配達飲食サービス（給食サービスを除く）	09-03	<p>客の注文に応じて、事業所内で調理した各種飲食料品を、客の求める場所に配達するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ピザの宅配、仕出し、ケータリングサービス ○個人向けの配食サービス ○食堂・レストラン・バー・喫茶店等における出前 ○デリバリー専門店 ×機内食の調理・配達サービス ⇒ 「09-06 給食サービス（その他）」
給食サービス		
給食サービス（学校向け）	09-04	<p>学校から委託を受け、継続的に生徒・教職員などに調理した飲食料品を提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×生徒・教職員が個人で負担する学生食堂の食事代 ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」 ×学校行事等の一時的に提供する飲食料品の配達サービス ⇒ 「09-03 配達飲食サービス（給食サービスを除く）」 ×学校が学生から受取る給食代 ⇒ 「16-01 幼稚園・幼保連携型認定こども園サービス」、「16-02 初等・中等教育サービス及び高等教育以外の中等後教育サービス」、「16-03 特別支援教育サービス」、「16-04 高等教育サービス」
給食サービス（医療・福祉施設向け）	09-05	<p>医療・福祉施設から委託を受け、継続的に患者・施設利用者などに調理した飲食料品を提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×患者・施設利用者が個人で負担する食堂の食事代 ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」
給食サービス（その他）	09-06	<p>その他の給食サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社員食堂での会社からの委託料 ○機内食の調理・配達サービス ×社員が個人で負担する社員食堂の食事代 ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
宿泊サービス		
旅館・ホテル宿泊サービス	14-01	旅館業法に基づく旅館・ホテルにおける宿泊サービス 【内容例示】 ×宿泊料と別料金となっている食事代 ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」 ×宿泊料と別料金となっている入浴サービス ⇒ 「15-09 公衆浴場入浴サービス」 ×宿泊料と別料金となっているアメニティ代（繰り返し使用するもの）⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当 ×宿泊料と別料金となっているアメニティ代（使い捨てのもの）⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当
その他の宿泊サービス	14-02	旅館・ホテル以外の宿泊サービス 【内容例示】 ○簡易宿所、ユースホステル、民泊宿泊サービス ○カプセルホテルにおける宿泊等提供サービス ○下宿サービス（旅館業法の許可を受けるもの） ○キャンプ場等の宿泊サービス ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けないもの）⇒ 「07-08 住宅賃貸サービス」 ×学生寮を賃貸するサービス ⇒ 「07-08 住宅賃貸サービス」 ×社会福祉施設における宿泊サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当
洗濯・理容・美容・浴場サービス		
クリーニングサービス	15-01	衣服等をクリーニングするサービス 【内容例示】 ○ドライクリーニング、水洗い、染み抜き、洗張のサービス ○クリーニングサービスに付帯して提供する衣類等の保管サービスや各種加工サービス（撥水加工、抗菌加工など）
クリーニング取次ぎサービス	15-02	クリーニング事業者からの洗濯物の受取り及び引渡しを実施受託するサービス
リネンサプライサービス		
リネンサプライサービス（病院向け）	15-03	病院向けに繊維製品（白衣やシーツなど）を貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス
リネンサプライサービス（その他）	15-04	病院以外の事業者向けに繊維製品（おしぼりやシーツ、テーブルクロス、ユニフォームなど）などを貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス
ダストコントロールサービス		
ダストコントロールサービス（事業者向け）	15-05	事業者向けにフロアマットなどを貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス
ダストコントロールサービス（一般消費者向け）	15-06	一般消費者向けにモップなどを貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス
理容サービス	15-07	容姿を整えるため、頭髮の刈込、顔そり等を行うサービス
美容サービス	15-08	容姿を美しくするため、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等を行うサービス ※美容サービスと併せて提供される着付けサービスを含みます。
公衆浴場入浴サービス	15-09	公衆浴場（銭湯、温泉浴場、サウナ、健康ランドなど）入浴サービス 【内容例示】 ○入浴料、コインシャワーサービス ○公衆浴場の運営業務の委託料 ×入浴料と別料金となっているアメニティ代（繰り返し使用するもの）⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当 ×入浴料と別料金となっているアメニティ代（使い捨てのもの）⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当

⑭ 宿泊事業
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
ネイルケア・エステティック・リラクゼーション（手技を用いるもので医業類似行為を除く）サービス	15-10	<p>ネイルケアサービス、 エステティックサービス（皮膚を美化して体型を整えるもの）、 リラクゼーションサービス（手技を用いて心身の緊張を弛緩させるもので医業類似行為を除く）</p> <p>【内容例示】 ○マニキュア、パディキュア、ネイルエクステンション、ポリッシング ○スキンケア、脱毛、ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー ×医業類似行為 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当</p>
その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス	15-11	<p>個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービス又は心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスのうち、他に分類されないもの</p> <p>【内容例示】 ○寝具消毒・乾燥サービス、ゲルマニウム温浴、日焼けサロン、染物 ○コインランドリーサービス ×コイン式ランドリー機器のリース・レンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当 ×洗張サービス、しみ抜きサービス ⇒ 「15-01 クリーニングサービス」</p>
その他の生活関連サービス		
旅行サービス		
国内旅行サービス（手配サービスを除く）	15-12	<p>旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた国内旅行に関する計画を作成し、これにより国内旅行を実施するサービス</p> <p>【内容例示】 ○国内パック旅行 ○国内パック旅行に係る宿泊施設・観光施設・輸送事業者が旅行業者に支払う送客・販売手数料 ○旅行者代理業者が所属旅行業者を代理して国内旅行を販売するサービス ○事業者の委託により、国内でのビジネストラベルに必要な航空会社やホテル等の選定・予約・手配を一括して実施するサービス</p>
国内旅行手配サービス	15-13	<p>旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎをすること等により旅行者が国内での運送サービス、宿泊サービス及びその他各種サービスの提供を受けることができるように手配するサービス</p> <p>【内容例示】 ○旅行者及び旅行者代理業者による高速バス・国内航空便の予約サイトの利用料・手数料、国内手配旅行に係る輸送事業者が旅行業者に支払う送客・販売手数料 ○国内手配旅行に係る宿泊事業者が旅行業者に支払う送客・販売手数料 ○レンタカー事業者等が旅行者及び旅行者代理業者に支払う送客・販売手数料 ×国内ビジネストラベルマネジメントサービスの一環として提供されるサービス ⇒ 「15-12 国内旅行サービス（手配サービスを除く）」 ×旅行者及び旅行者代理業者以外の事業者によるレンタカー等の仲介手数料 ⇒ 「15-17 旅行運送・宿泊等手配サービス（国内旅行事業者向け）」 ×旅行者及び旅行者代理業者以外の事業者による国内旅行に係るホテル・高速バス・国内航空便の予約サイトの広告収入・掲載料・登録料 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨情報通信事業の収入」に該当</p>
海外旅行サービス（手配サービスを除く）	15-14	<p>旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた海外旅行に関する計画を作成し、これにより海外旅行を実施するサービス</p> <p>【内容例示】 ○海外パック旅行 ○海外パック旅行に係る宿泊施設・観光施設・輸送事業者が旅行業者に支払う送客・販売手数料 ○旅行者代理業者が所属旅行業者を代理して海外旅行を販売するサービス ○事業者の委託により、海外へのビジネストラベルに必要な航空会社やホテル等の選定・予約・手配を一括して実施するサービス</p>

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
旅行サービス（続き）		
海外旅行手配サービス	15-15	<p>旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎをすること等により旅行者が海外での運送サービス、宿泊サービス及びその他各種サービスの提供を受けることができるように手配するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅行者及び旅行者代理業者による高速バス・国際航空便の予約サイトの利用料・手数料、海外手配旅行に係る輸送事業者が旅行業者に支払う送客・販売手数料 ○海外手配旅行に係る宿泊事業者が旅行業者に支払う送客・販売手数料 ○レンタカー事業者等が旅行者及び旅行者代理業者に支払う送客・販売手数料 <p>×海外ビジネストラベルマネジメントサービスの一環として提供されるサービス ⇒ 「15-14 海外旅行サービス（手配サービスを除く）」</p> <p>×旅行者及び旅行者代理業者以外の事業者によるレンタカー等の仲介手数料 ⇒ 「15-18 旅行運送・宿泊等手配サービス（国外旅行者向け）」</p> <p>×旅行者又は旅行者代理業者以外の事業者による海外旅行に係るホテル・国際航空便の予約サイトの広告収入・掲載料・登録料 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦情報通信事業の収入」に該当</p>
訪日旅行サービス	15-16	<p>旅行者が訪日旅行に関する計画を作成し、これにより訪日旅行を実施するサービス及び旅行者の委託により、旅行者が訪日旅行での運送、宿泊、その他の訪日旅行に関する各種サービスの提供を受けることができるように手配するサービス</p> <p>※旅行者代理業者が、旅行者を代理して行う各種のサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪日パック旅行（募集型企画旅行）、受注型企画旅行、旅行者代理業者が旅行者を代理して訪日旅行を販売するサービス、事業者の委託により訪日ビジネストラベルに必要な航空会社やホテル等の選定・予約・手配を一括して実施するサービス、旅行者及び旅行者代理業者による訪日旅行に係るホテル・航空便の予約サイトの利用料・手数料 ×旅行者又は旅行者代理業者以外の事業者による訪日旅行に係るホテル・国際航空便の予約サイトの広告収入・掲載料・登録料 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦情報通信事業の収入」に該当
旅行運送・宿泊等手配サービス（国内旅行者向け）	15-17	<p>国内の旅行事業者から委託を受けて運送機関（バス・航空機等）、宿泊施設やガイドなどを手配するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ランドオペレーター・旅行サービス手配業務サービス（国内の旅行者から委託を受けるもの）
旅行運送・宿泊等手配サービス（国外旅行者向け）	15-18	<p>国外の旅行事業者から委託を受けて運送機関（バス・航空機等）、宿泊施設やガイドなどを手配するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ランドオペレーター・旅行サービス手配業務サービス（海外の旅行者から委託を受けるもの）
火葬・納骨・墓地分譲・管理	15-19	<p>遺体の火葬を行う業務、納骨及び埋葬に際して追加の墓石彫刻、改葬、散骨等を実施する業務、墓地及び納骨堂の分譲・管理</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火葬料、火葬場の運營業務の委託料 ○墓地の運營業務の委託料 ×ペットの火葬 ⇒ 「15-23 動物に対する非医療・非保健サービス」
冠婚葬祭サービス		
結婚式サービス	15-20	<p>挙式、披露宴（二次会等も含む。）などの婚礼のための施設・サービスの提供を含む複合的なサービス</p> <p>※挙式又は披露宴と一体的に提供されるブーケ・会場装花、貸衣装、美容・着付、写真・動画、引き出物、司会、演出などを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×単独のサービスとして提供する飲食サービス ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」 ×単独のサービスとして提供する貸衣装 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当 ×単独のサービスとして提供する写真撮影 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当

⑮生活関連サービス、娯楽事業

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
冠婚葬祭サービス（続き）		
葬儀サービス	15-21	死体埋葬準備、葬儀執行のための施設提供、祭壇等の道具の貸出し、通夜・葬儀式等の進行、運営その他に関する便益の提供及びこれに附随する物品の給付などの複合的なサービス 【内容例示】 ×単独のサービスとして提供する仕出し弁当 ⇒ 「09-03 配達飲食サービス（給食サービスを除く）」
その他の冠婚葬祭サービス	15-22	冠婚葬祭互助会が提供する互助会運営サービス（手数料収入等）、結婚式以外の慶事（七五三、入学祝い、成人式、長寿祝いなど）及び葬儀以外の弔事（法事・法要など）などに関するサービス
動物に対する非医療・非保健サービス	15-23	動物に対する非医療・非保健サービス 【内容例示】 ○体毛のカット（トリミング）、シャンプー・ブラッシング ○動物の預かりサービス ○ペットの訓練、ペットシッター、火葬・葬儀、ペット用墓地の提供 ×農用動物の預託・育成サービス、畜産ヘルパー ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当 ×産業廃棄物処分業者・死亡獣畜取扱所による死亡した産業動物の埋設・焼却サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」に該当
衣服の保守・修理サービス	15-24	衣服を保守又は修理するサービス
自転車駐輪場サービス	15-25	自転車を駐輪するスペースを提供するサービス ※自転車駐輪場の運営を受託するサービスを含みます。
コインロッカー・一時荷物預かりサービス	15-26	一時的に荷物を預かるサービス 【内容例示】 ○コインロッカー利用料、手荷物預かりサービス ×収納スペース賃貸サービス ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」 ×トランクルームサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当 ×貸金庫サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑬金融、保険事業の収入」に該当
写真プリント・現像・焼付（DPE）サービス	15-27	電子媒体・ネガフィルム等からの写真の現像、CD等の電子媒体へのデータの書き込み、フォトブックの作成等を実施するサービス 【内容例示】 ×写真撮影サービスの一環として行われる写真プリント・現像・焼付（DPE）サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
金券買取販売サービス	15-28	一般消費者などから買い取った金券など（映画などのチケットを含む。）を販売するサービス 【内容例示】 ○金券ショップでのチケット類、切手、印紙の販売 ×プレイガイドでのチケットの販売 ⇒ 「15-51 プレイガイドサービス」 ×郵便切手類販売所での切手・印紙の販売手数料 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
その他の生活関連サービス	15-29	<p>その他の生活関連サービス 【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○結婚相談所の入会金・年会費、結婚成約料 ○マッチングサービスの提供による結婚支援サービス ○結婚式場紹介・結婚式プロデュースサービス（式場等事業者からの報酬を含む。） ×結婚式サービスの一環として提供される結婚式のプロデュースサービス ⇒ 「15-20 結婚式サービス」 ○ハウスクリーニングサービス ○家政婦派遣サービス、家事代行サービス、高齢者の見守りサービス ×家政婦紹介サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」に該当 ○道路以外の除雪（一般消費者向け） ×道路以外の除雪（事業者向け） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」に該当 ×道路の除雪 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当 ○易断・観相サービス、観光案内（通訳を伴うガイドを除く。）サービス、靴磨きサービス、運転代行サービス、鍵の解錠サービス ×観光案内（通訳を伴うガイド） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
娯楽サービス		
映画上映サービス	15-30	<p>映画を上映するサービス 【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×グッズ等の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 ×施設内で別料金で提供される持ち帰り飲食サービス ⇒ 「09-02 持ち帰り飲食サービス」 ×映画館の施設を時間又は日数単位で賃貸するサービス ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」
スポーツ、演劇・演芸・音楽、美術・イベント等興行サービス		
興行サービス（入場料収入）	15-31	<p>スポーツ興行、演劇・演芸・音楽コンサートなどの舞台芸術・音楽興行、絵画展・書道展などの美術展、講演会・各種催しなどのイベントを行うサービスのうち、入場料収入によるもの 【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレスなどスポーツ興行の入場料収入 ○演劇、歌劇、歌舞伎、人形劇、ミュージカル、バレエ、日本舞踊、お芝居・歌謡ショー（二部構成）、落語、漫才、講談、浪曲、見世物、軽業、曲芸、各種音楽コンサート（ポピュラー音楽、クラシック音楽等）、演奏会、ディナーショーなどの入場料収入 ○絵画展、展覧会、書道展、彫刻展、講演会、諸集会、各種催しなどの入場料収入
興行サービス（事業者との契約に基づく興行収入）	15-32	<p>スポーツ興行、演劇・演芸・音楽興行、絵画展・書道展などの美術展、講演会・各種催しなどのイベント興行サービスのうち、事業者との契約に基づく興行収入、出演料収入 ※テレビ番組、CD等の原版制作のための講演・演奏収入を含みます。 【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレスなどスポーツ興行の出演料収入 ○演劇、歌劇、歌舞伎、人形劇、ミュージカル、バレエ、日本舞踊、お芝居・歌謡ショー（二部構成）、落語、漫才、講談、浪曲、見世物、軽業、曲芸、各種音楽コンサート（ポピュラー音楽、クラシック音楽等）、演奏会、ディナーショーなどの出演料収入 ○絵画展、展覧会、書道展、彫刻展、講演会、諸集会、映画上映、各種催しなどのうち、事業者との契約に基づく興行収入、著述・芸術家等の出演料収入

⑮生活関連サービス、娯楽事業

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
スポーツ、演劇・演芸・音楽、美術・イベント等興行サービス（続き）		
興行サービス（その他の収入）	15-33	<p>スポーツ興行サービス、演劇・演芸・音楽興行サービス、美術・イベント・その他の興行サービスのうち、他に分類されないもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ファンクラブ会費収入 ○施設会員会費収入 ×グッズ等の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 ×施設内で別料金で提供される店舗内飲食サービス（給食サービスを除く） ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス」 ×施設内で別料金で提供される持ち帰り飲食サービス ⇒ 「09-02 持ち帰り飲食サービス」 ×スポーツ興行等の放送権の使用許諾サービス ⇒ 「15-34 スポーツ興行の放送権の使用許諾サービス」 ×商品化権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」 ×スポンサーシップサービス ⇒ 「20-02 ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス」
スポーツ興行の放送権の使用許諾サービス	15-34	<p>スポーツの試合又は著作物以外の映像・音声をテレビ、ラジオ又はインターネットで放送・配信する権利を第三者に対して許諾するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
芸能人の育成・マネジメントサービス	15-35	<p>芸能人の育成サービス及び所属芸能人等（スポーツ選手やその他の著名人を含む。）の芸能活動の管理、契約代理、支援等を行うサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芸能事務所登録料、レッスン料、マネジメント料
劇場賃貸サービス	15-36	<p>劇場のスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス</p> <p>※映画館の施設を時間又は日数単位で賃貸するサービスを含みます。</p>
競輪・競馬・宝くじ等		
競輪・競馬・宝くじ等（販売等収入）	15-37	<p>競輪、競馬、モーターボート、オートレースの入場料収入、指定席券収入及び投票券収入、宝くじ、スポーツ振興くじの販売収入</p>
競輪・競馬・宝くじ等（受託販売等の手数料収入）	15-38	<p>競輪、競馬、モーターボート、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじなどの受託販売手数料収入</p> <p>※当せん金支払手数料収入を含みます。</p>
スポーツ施設利用サービス		
野球場利用サービス	15-39	<p>主として野球を行うための施設を利用に供するサービス</p> <p>※野球以外で利用する場合も含みます。</p> <p>※地方自治体等から野球場の運営を受託するサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野球場の利用料・レンタル料、野球場の運営業務の委託料 ×野球観戦チケットの販売 ⇒ 「15-31 興行サービス（入場料収入）」 ×バッティングセンター利用料 ⇒ 「15-44 その他のスポーツ施設利用サービス」
サッカー場利用サービス	15-40	<p>主としてサッカーを行うための施設を利用に供するサービス</p> <p>※サッカー以外で利用する場合も含みます。</p> <p>※地方自治体等からサッカー場の運営を受託するサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サッカー場の利用料・レンタル料、サッカー場の運営業務の委託料 ×サッカー観戦チケットの販売 ⇒ 「15-31 興行サービス（入場料収入）」
ゴルフ場利用サービス	15-41	<p>ゴルフを行うための施設を利用に供するサービス</p> <p>※地方自治体等からゴルフ場の運営を受託するサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ゴルフ場利用料・年会費、ゴルフ会員名義書換料、ゴルフ練習場利用料、キャディーサービス、ゴルフ場の運営業務の委託料 ×プロゴルフ観戦チケットの販売 ⇒ 「15-31 興行サービス（入場料収入）」 ×ゴルフ会員権販売（他の事業者が運営する施設の会員権の転売） ⇒ 「15-52 その他の娯楽サービス」 ×ゴルフレッスンサービス ⇒ 「16-17 スポーツ・健康教授サービス」

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
スポーツ施設利用サービス（続き）		
フィットネスクラブ利用サービス	15-42	トレーニングルーム、室内プール、スタジオなどのフィットネスクラブの各種運動施設を利用に供するサービス ※地方自治体等からフィットネスクラブ類似施設の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 ○フィットネスクラブ会費・利用料、フィットネスクラブ類似施設運営業務の委託料 ×運動用プール入場料 ⇒ 「15-44 その他のスポーツ施設利用サービス」 ×ヨガ・ピラティス教室のレッスン料、スイミングスクールの授業料 ⇒ 「16-17 スポーツ・健康教授サービス」
ボウリング場利用サービス	15-43	ボウリングを行うための施設を利用に供するサービス
その他のスポーツ施設利用サービス	15-44	その他のスポーツ施設利用サービス ※地方自治体等からその他のスポーツ施設の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 ○テニスコート・アイススケート場・卓球場・フットサル場・バッティングセンター・テニス練習場・ボウリングジム・プール・体育館の利用料・レンタル料 ○競馬場、競輪場等を賃貸するサービス ○スキー場の入場料 ×スキー場のリフト ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「12 運輸、郵便事業の収入」に該当 ×多目的ホールのレンタル料 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」
遊園地・テーマパーク利用サービス	15-45	各種遊戯施設により娯楽を提供する遊園地やテーマパークを利用に供するサービス 【内容例示】 ○入場料、アトラクション料金、場内イベント料金 ×グッズ等の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「5 小売の商品販売額」に該当 ×施設内で別料金で提供される店舗内飲食サービス ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」 ×施設内で別料金で提供される持ち帰り飲食サービス ⇒ 「09-02 持ち帰り飲食サービス」
公園利用サービス	15-46	樹木、池等の自然環境を有して、娯楽を提供し、又は休養を与える場を利用に供するサービス ※地方自治体等から公園の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 ○入園料
娯楽施設利用サービス		
パチンコ・パチスロサービス	15-47	パチンコ、パチスロなどの遊戯設備を利用するための施設において、施設内で使用する玉やコインを貸し出すサービス 【内容例示】 ○パチンコ、パチスロ店の貸玉・貸しメダル料 ×メダルゲームの貸しメダル料 ⇒ 「15-48 ゲームセンター利用サービス」
ゲームセンター利用サービス	15-48	主としてテレビゲーム機などの遊戯設備を利用に供するサービス 【内容例示】 ○アーケードゲーム利用料、メダルゲームの貸しメダル料 ×パチンコ・パチスロ店の貸玉・貸しメダル ⇒ 「15-47 パチンコ・パチスロサービス」
カラオケボックス利用サービス	15-49	個室において、主としてカラオケを行うための施設を利用に供するサービス 【内容例示】 ×店内で別料金で提供される飲食サービス ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」
その他の娯楽施設利用サービス	15-50	その他の娯楽施設利用サービス 【内容例示】 ○インターネットカフェ、漫画喫茶（インターネット利用環境のあるもの）の入店料・利用料 ○雀荘、ダンスホール、釣り堀の入店料・利用料、ダーツ・ビリヤードのプレイ料、囲碁・将棋所の席料 ×店内で別料金で提供される飲食サービス ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
プレイガイドサービス	15-51	イベント等の主催者より販売の委託を受け、当該イベントに係る将来の入場権や設備使用権などが付与されたチケット及びその予約券を販売するサービス 【内容例示】 ×金券ショップでのチケット類の販売 ⇒ 「15-28 金券買取販売サービス」 ×自ら主催するイベントのチケット類の販売 ⇒ 「15-31 興行サービス（入場料収入）」
その他の娯楽サービス	15-52	その他の娯楽を提供するサービス 【内容例示】 ○マリナーサービス、芸きサービス、遊漁船サービス、ダイビングサービス ○海水浴場の入場料、運営業務の委託料 ○ゴルフ会員権販売（他の事業者が運営する施設の会員権の転売） ○舞台技術サービス
学校教育サービス		
幼稚園・幼保連携型認定こども園サービス	16-01	幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園などが、幼児の保育、幼児に対する教育を提供するサービス ※幼稚園等による給食サービス、施設提供サービス、教育に使用する教材の提供サービスを含みます。 【内容例示】 ○幼稚園等の入園料、預かり保育料 ○インターナショナルスクールによる就学前教育サービス ×保育所・地域型保育事業・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外保育施設が乳児又は幼児を保育するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当 ×病児保育サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当
初等・中等教育サービス及び高等教育以外の中等後教育サービス	16-02	小学校、中学校、高等学校などの初等・中等教育サービス、後期中等教育を基礎として、高等学校、大学等が高等教育に該当しない教育を提供するサービス ※小学校、中学校、高等学校等による給食サービス、施設提供サービス、教育に使用する教材の提供サービスを含みます。 【内容例示】 ○小学校、中学校、高等学校、専修学校高等課程の入学金、学生生徒等納付金 ○高等学校専攻科、短期大学別科、大学学部別科の授業料、入学金、学生等納付金 ×学童保育サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当
特別支援教育サービス	16-03	特別支援学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して必要な知識技能を教授するサービス ※特別支援学校による給食サービス、施設提供サービス、教育に使用する教材の提供サービスを含みます。 【内容例示】 ○特別支援学校の学生生徒等納付金、入学金
高等教育サービス	16-04	後期中等教育を基礎として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校などが提供する高等教育サービス ※同一内容の講義を受講する聴講生に対する教育サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生生徒等納付金、入学金 ×大学などの公開講座 ⇒ 「16-10 学習塾・予備校サービス」、 「16-11 職業技能教授サービス」、 「16-15 運転・操縦教習サービス」、 「16-16 音楽・ダンス教授サービス」、 「16-17 スポーツ・健康教授サービス」、 「16-18 語学教授サービス」、 「16-20 その他の教育・学習支援サービス」 ×専修学校一般課程 ⇒ 「16-10 学習塾・予備校サービス」、 「16-11 職業技能教授サービス」、 「16-15 運転・操縦教習サービス」、 「16-16 音楽・ダンス教授サービス」、 「16-17 スポーツ・健康教授サービス」、 「16-18 語学教授サービス」、 「16-20 その他の教育・学習支援サービス」
入学検定等サービス	16-05	学校が入学を希望する生徒・学生の選抜のための検定等を実施するサービス ※募集要項・願書等の販売、定期試験の追試験等を含みます。
教育附带サービス	16-06	学位授与、教師・幼稚園教諭・保育士等の教育実習の受託、各種証明書の発行、高等教育機関認証評価などの教育附带サービス、経済的理由で修学が困難な学生のうち、一定の要件を満たした者に対して、学資を貸与（無利子のものを含む。）するサービス

⑩教育、学習支援
⑮生活関連サービス、娯楽事業

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
社会教育サービス		
博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス		
博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料）	16-07	博物館・美術館・動物園・植物園・水族館の運営を地方自治体から受託するサービス 【内容例示】 ○指定管理料 ×入場料、会員収入 ⇒ 「16-08 博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料以外）」
博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料以外）	16-08	博物館・美術館・動物園・植物園・水族館において、一般公衆に対して展示物を観覧させるサービス 【内容例示】 ○入場料、会員収入 ×会議室の賃貸料（時間又は日数単位で賃貸するもの） ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」 ×展示室の賃貸料（時間又は日数単位で賃貸するもの） ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」 ×收藏品、動植物の貸出料 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当
その他の社会教育サービス	16-09	その他の社会教育サービス 【内容例示】 ○図書館、青少年教育施設、公民館等の社会教育施設の運営に係る地方自治体からの指定管理料 ○青少年交流の家・少年自然の家の利用料（青少年教育のための利用）、キャンプ場利用料（青少年教育のための利用） ×青少年交流の家・少年自然の家の宿泊料（一般消費者の利用）、キャンプ場利用料（一般消費者の利用） ⇒ 「14-02 その他の宿泊サービス」 ×会議室の利用料（時間又は日数単位で賃貸するもの） ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」 ×ホールの利用料（時間又は日数単位で賃貸するもの） ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」
その他の教育・学習支援サービス		
学習塾・予備校サービス	16-10	学校教育の補習教育及び受験のための教育サービス（通信教育によるものを含む。） ※専修学校（一般課程）・各種学校の認可を受けた予備校の教育サービスを含みます。 【内容例示】 ×通訳者や翻訳者など就業を目的とした語学学校 ⇒ 「16-11 職業技能教授サービス」 ×上記以外の語学学校 ⇒ 「16-18 語学教授サービス」
職業技能教授サービス	16-11	労働者や求職者などに対して、職業に必要な技能・知識又は職業に必要な資格取得のための技能・知識を教授するサービス（通信教育によるものを含む。） ※職業能力開発校などの職業訓練施設や専修学校（一般課程）・各種学校による職業技能を教授するサービスを含みます。 【内容例示】 ○経理・財務教授サービス、OA事務教授サービス、機械加工技術教授サービス、電気設備技術教授サービス、情報処理教授サービス、デザイン教授サービス、介護教授サービス、通訳・翻訳者養成サービス ×研修・職業訓練受託サービス ⇒ 「16-12 研修・職業訓練受託サービス」
研修・職業訓練受託サービス	16-12	官公庁、企業又は事業所から委託を受けて、業務遂行のため、所属職員等の教育・研修を実施するサービス 【内容例示】 ○社員研修サービス、公共職業訓練受託サービス
資格・能力評価試験サービス（入学検定等サービスを除く）	16-13	個人を対象に資格の付与や能力評価を行うための試験を実施し、合格者への資格の付与や受験者への能力評価書などの発行を行うサービス 【内容例示】 ○各種能力検定サービス、予備校等が実施する模擬試験サービス ×学校が入学を認める生徒・学生の選抜のための検定等を実施するサービス ⇒ 「16-05 入学検定等サービス」
試験・検定等実施受託サービス	16-14	学校や企業、団体等からの委託を受けて、入学試験や各種検定等の試験問題の作成・点検・採点のほか、試験会場の選定、試験又は検定を実施運営するサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
運転・操縦教習サービス	16-15	自動車、飛行機、船舶などの輸送機械の運転・操縦教習サービス ※専修学校（一般課程）及び各種学校によるものを含みます。
音楽・ダンス教授サービス	16-16	音楽に関する技能・技術又はダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービス（通信教育によるものを含む。） ※専修学校（一般課程）・各種学校による音楽・ダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービスを含みます。 【内容例示】 ○ピアノ教授サービス、バイオリン教授サービス、社交ダンス教授サービス、バレエ教授サービス
スポーツ・健康教授サービス	16-17	スポーツの技能や健康、美容などの増進のために、柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授するサービス（通信教育によるものを含む。） ※専修学校（一般課程）・各種学校による柔道・水泳などを教授するサービスを含みます。
語学教授サービス	16-18	日常会話、ビジネス会話等の外国語を教授するサービス（通信教育によるものを含む。） ※日本語学校による日本語を教授するサービス（日本語以外の科目を含む。）、専修学校（一般課程）・各種学校による外国語を教授するサービスを含みます。 【内容例示】 ×通訳者や翻訳者など就業を目的とした語学学校 ⇒ 「16-11 職業技能教授サービス」
I T 教養技能教授サービス	16-19	初心者等にパソコン操作やスマートフォン操作等の I T 技能を教授するサービス（通信教育によるものを含む。） 【内容例示】 ○パソコン教室、スマートフォン教室 ×情報処理の資格を習得するためのカリキュラムの一環としての初級及び中級 I T 技能を教授するサービス ⇒ 「16-11 職業技能教授サービス」
その他の教育・学習支援サービス	16-20	絵画、彫刻、写真などの美術に関する技能・技術や陶芸、木彫などの工芸に関する技能・技術及び 生花、茶道、書道といった日本の生活文化に関する技能・技術を教授するサービス、その他の教育・学習支援サービス（通信教育によるものを含む。） ※専修学校（一般課程）・各種学校による美術や工芸に関する技能・技術を教授するサービスを含みます。 【内容例示】 ○編物教授サービス、フラワーデザイン教授サービス ○そろばん教授サービス、囲碁教授サービス、将棋教授サービス、料理教室 ○フリースクールが提供する学習支援サービス、児童自立支援サービス、家庭教師サービス ×フラワーアレンジメント ・冠婚葬祭サービスと一体的に提供するサービス ⇒ 「15-20 結婚式サービス」、 「15-21 葬儀サービス」、 「15-22 その他の冠婚葬祭サービス」 ・事業者向けに生花を装飾するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」に該当 ・生花の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
研究開発サービス		
受託研究開発サービス	18-01	事業者からの受託により、研究開発を行うサービス
専門サービス		
産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス	18-02	産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）のほか、回路配置利用権、育成者権、技術情報等の使用を許諾するサービス 【内容例示】 ×デザインの使用許諾サービス、著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「18 学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当 ×商標権の使用を許諾するサービス（フランチャイズに関連するものを除く） ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」 ×フランチャイズ運営サービスの対価としてのロイヤリティ等と不可分である場合 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「18 学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
各種団体・組合における賦課金・会費収入		
各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「12 運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「1 農業、林業、漁業の収入」に該当
集会場賃貸サービス		
集会場賃貸サービス	19-32	式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス 【内容例示】 ○多目的ホール、商品展示所、集会場 ×劇場、集会場、ホール等（月又は年単位で賃貸するサービス） ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）」 ×劇場式ホール（時間又は日数単位で賃貸するサービス） ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 ×スポーツ施設 ⇒ 「15-39 野球場利用サービス」、「15-40 サッカー場利用サービス」、「15-41 ゴルフ場利用サービス」、「15-42 フィットネスクラブ利用サービス」、「15-43 ボウリング場利用サービス」、「15-44 その他のスポーツ施設利用サービス」

⑱ 学術研究、専門・技術サービス
⑲ 上記以外のサービス

以下の「分類番号」は、事業別内訳の番号①～⑨のいずれかに特定できないサービスのため、上2桁を「20」としています。
18～20 ページの「記入例」を参照してください。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス		
商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス	20-01	<p>商標権の使用を許諾するサービス（フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標権の使用許諾を除く。）、 法令により保護された映画作品等のキャラクター、演芸・スポーツ等興行団のマークやマスコット等を使用して商品化する権利を許諾するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○映画作品のキャラクターの使用許諾、映画音楽（サウンドトラック盤）の作成許諾、映画に関する書籍の出版許諾 ○商品化に伴う映像著作権、音楽・音声著作物の著作権・著作隣接権、著述・芸術作品の著作権、写真の著作権又は商標権の使用許諾 ×商標権の使用がフランチャイズ運営サービスの対価としてのロイヤリティ等と不可分である場合 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当 ×商品化権の使用許諾サービスがスポンサーシップ契約に含まれ区分できないもの ⇒ 「20-02 ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス」 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス		
ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス	20-02	<p>スポーツ施設（プロスポーツ施設を含む。）、文化施設その他の施設の命名権を付与するサービス、 イベントや個人又は団体の活動のスポンサーに対して広告スペースを提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポンサーに対するスポーツ選手等の肖像等の使用権の付与、スポーツ選手等に自社製品を供給する権利の付与、イベントロゴの使用権の付与、イベントチケットの交付 ○商品化権の使用許諾サービスのうち、スポンサーシップ契約に含まれ、区分できないもの ○ユニフォーム、グッズ、イベント設備などへの企業ロゴ等の表示
寄付金、補助金、運営費交付金等		
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	<p>寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 <p>注：会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上（収入）金額」に含めませんので、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。</p>

特定の事業に限定されないサービス

「特定の事業に限定されないサービス」の記入例

○ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」の記入例

ア 博物館の入館料	1億2000万円（⑩教育、学習支援事業の収入）
イ 芸術作品の著作権使用許諾料	1200万円（⑩教育、学習支援事業の収入）
ウ 物販収入	500万円（⑤小売の商品販売額）
ア～ウの合計	1億3700万円

(1) 調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」は、商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスを含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額				1	3	7	0	0	0,000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスの収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上（収入）金額」に含めて記入してください。ここでは、イは「教育、学習支援事業」の事業活動について得た商品化権の販売収入であるため、「⑩教育、学習支援事業の収入」の「売上（収入）金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額									又は割合（%）
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物販貸事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	

この例では、⑤はサービス関連産業ではないことから、17欄の記入は不要

入
で
き
な
い
場
合

し
て
く

(3) 調査票第2面の17欄「サービス収入の内訳」は上記（2）のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスについては、特定の事業（この例においては「16-08 博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料以外）」）に含めず、「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」として、「売上（収入）金額」を記入します。

分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額									又は割合（%）
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 16-08	博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料以外）									0,000	
② 20-01	商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス									0,000	

「特定の事業に限定されないサービス」の記入例

○「20-02 ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス」の記入例

ア	遊園地の入場料収入	3億0000万円	(15生活関連サービス、娯楽事業の収入)
イ	遊園地での飲食の提供	5000万円	(9飲食サービス事業の収入)
ウ	園内のテナントからの賃貸収入	2000万円	(7不動産事業の収入)
エ	遊園地の命名権の販売収入	1500万円	(15生活関連サービス、娯楽事業の収入)
オ	グッズの販売	1200万円	(5小売の商品販売額)
ア～オの合計		3億9700万円	

(1) 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」は、ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービスを含めた、上記のア～オの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				3	9	7	0	0	0,000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上(収入)金額」は、上記(1)の事業別の内訳になります。ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービスの収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上(収入)金額」に含めて記入してください。ここでは、エは「生活関連サービス、娯楽事業」の事業活動について得た命名権の販売収入であるため、「15生活関連サービス、娯楽事業の収入」の「売上(収入)金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)	
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
① 農業、林業、漁業の収入									0,000		
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000		
⑤ 小売の商品販売額				オ	1	2	0	0	0,000		
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000		
⑦ 不動産事業の収入				ウ	2	0	0	0	0,000		
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000		
⑨ 飲食サービス事業の収入				イ	5	0	0	0	0,000		
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入				ア+エ	3	1	5	0	0,000		
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000		

この例では、⑤はサービス関連産業ではないことから、17欄の記入は不要

入できない場合は、モ

して

(3) 調査票第2面の17欄「サービス収入の内訳」は上記(2)のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービスについては、特定の事業(この例においては「15-45 遊園地・テーマパーク利用サービス」)に含めず、「20-02 ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス」として、「売上(収入)金額」を記入します。

分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額									又は割合(%)	
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
15-45	遊園地・テーマパーク利用サービス				ア	3	0	0	0	0,000		
09-01	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)				イ		5	0	0	0,000		
07-09	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)				ウ		2	0	0	0,000		
20-02	ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス				エ		1	5	0	0,000		

金

「特定の事業に限定されないサービス」の記入例

○「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入例

ア	特別支援教育サービスによる収入（寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く）	
	3億5000万円（⑩教育、学習支援事業の収入）
イ	寄付金収入	300万円（⑩教育、学習支援事業の収入）
ウ	補助金収入	8500万円（⑩教育、学習支援事業の収入）
ア～ウの合計		4億3800万円

(1) 調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」は、寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額				4	3	8	0	0	0,000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。
 寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上（収入）金額」に含めて記入してください。
 ここでは、イ及びウは「教育、学習支援」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑩教育、学習支援事業の収入」の「売上（収入）金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額									又は割合(%)		
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
① 農業、林業、漁業の収入									0,000			
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000			
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000			
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000			
⑤ 小売の商品販売額									0,000			
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000			
⑦ 不動産事業の収入									0,000			
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000			
⑯ 教育、学習支援事業の収入				4	3	8	0	0	0,000			
⑰ 情報通信事業の収入									0,000			
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000			
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000			

(3) 調査票第2面の17欄「サービス収入の内訳」は上記（2）のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。
 寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業（この例においては「16-03 特別支援教育サービス」）に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上（収入）金額」を記入します。

分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額									又は割合(%)		
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
① 16-03	特別支援教育サービス				3	5	0	0	0	0,000			
② 20-03	寄付金、補助金、運営費交付金等				8	8	0	0	0,000				

